

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく要介護及び要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）に対して、居住する家屋の改修（以下「改修」という。）に必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）を実施することによって、在宅での生活を安全かつ容易にするとともに生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 助成事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、住民基本台帳法（昭和41年法律第81号）第6条に定める町の住民基本台帳に記載されており在宅で生活している要介護者等（以下「助成対象者」という。）とする。ただし、過去に次に掲げるいずれかの助成等を受けたことがあるものは、助成の対象としない。

- (1) 大口町住宅改善費助成事業実施要綱（平成6年大口町告示第41号）による助成
- (2) 大口町住宅改修費助成事業実施要綱（平成12年大口町告示第61号）による助成
- (3) 法による介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の給付

(対象経費)

第4条 この要綱による助成の対象となる改修費は、居室、浴室、便所、玄関、戸外等への移動路の確保や安全な使用のための改修に要する費用とする。ただし、ユニットバス工事は対象外とする。

(助成内容)

第5条 町は、助成対象者の居宅における改修に対して、その経費の2分の1を助成し、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、助成金は15万円を上限とする。

2 申請者が当該改修に当たり、法第45条第1項及び第57条第1項の規定による住宅改修費の支給を受けるときは、法第45条第5項及び第57条第5項に規定する住宅改修費支給限度基準額を除く経費を助成の対象経費とする。

3 この要綱による助成は、助成対象者に対して、1回を限度とする。ただし、助成対象者に転居等の特別な事情がある場合は、この限りでない。

(申請及び決定)

第6条 第3条に規定するもののうち、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町介護住宅改修費助成申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに助成の適否を決定し、大口町介護住宅改修費助成決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更申請及び決定)

第7条 前条第2項により決定を受けた住宅改修の内容等を変更しようとする場合は、助成の決定を受けた者は、速やかに大口町介護住宅改修費助成変更申請書（様式第3）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかに変更の適否を決定し、大口町介護住宅改修費助成変更決定（却下）通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第8条 助成の決定を受けた者が、当該改修の着手前に転出又は死亡等により助成を必要としなくなったときは、助成の決定を受けた者又はその代理人は、速やかに大口町介護住宅改修費助成辞退届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

(報告)

第9条 助成の決定を受けた者は、改修を完了したときは、速やかに完了届（様式第6）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費、大口町介護住宅改修費助成費及

び大口町在宅生活支援助成費受領委任払いに関する取扱事業者登録要綱（令和2年大口町告示第36号）第3条の規定により登録を受けた事業者が改修を実施した場合は、委任状（様式第7）を添付することにより、助成金の受領を委任することができるものとする。

（助成の取消し）

第10条 町長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の取消し、又は助成した金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、この要綱による助成を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(2) 助成の目的以外の用途に使用したとき。

2 町長は、前項による取消しを行った場合、助成の決定を受けた者に対して大口町介護住宅改修費助成決定取消通知書（様式第8）により通知するものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成24年3月26日 大口町告示第41号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第44号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日 大口町告示第124号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第40号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第34号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱第4条及び第

5条の規定は、令和3年4月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。

様式第1 (第6条関係)

大口町介護住宅改修費助成申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町介護住宅改修費の助成を申請します。

氏 名		生年 月日	年 月 日
対象区分	1. 要支援 (1・2) 要介護 (1. 2. 3. 4. 5)		
改 修 部 分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他 ()		
改修見積金額	金 円		
改修予定工期	年 月 日から 年 月 日		
改修事業者名		電話	
改修事業者 住 所			
介護保険による住宅 改修費の支給の有無	有 ・ 無		

※ 添付書類 1. 改修に係る経費の明細書 2. 現況・計画平面図等

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町介護住宅改修費助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の決定（却下）をいたしましたので通知します。

記

助成金額 円

（却下理由）

- （注）1 申請者は、住宅改修が完了後速やかに、大口町住宅改修完了届に改修に係る経費の支払が分かるもの及び改修前・改修後の写真、平面図等を添付して提出してください。
- 2 改修内容や経費等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。変更申請書を提出されないときは、助成の決定を取り消す場合があります。

様式第3 (第7条関係)

大口町介護住宅改修費助成変更申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

年 月 日 第 号で決定を受けました大口町介護住宅改修費助成について、下記のとおり変更したいので申請します。

改修の 変更理由			
変更改修 部 分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他 ()		
変更改修 見積金額	円		
変更改修 予定工期	年 月 日から 年 月 日		
変更改修 事業者名		電話	
変更改修 事業者住所			

※添付書類 1. 変更後の改修に係る経費の明細書 2. 変更後の計画平面図等

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町介護住宅改修費助成変更決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の変更を決定（却下）をいたしましたので通知します。

記

変更助成金額 金 円

（却下理由）

（注）1 申請者は、住宅改修が完了後速やかに、大口町住宅改修完了届に改修に係る経費の支払が分かるもの及び改修前・改修後の写真、平面図等を添付して提出してください。

様式第5（第8条関係）

大口町介護住宅改修費助成辞退届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
電 話

次のとおり大口町介護住宅改修費助成を辞退します。

氏 名		生年 月日	年 月 日
対象区分	1. 要支援（1・2）要介護（1. 2. 3. 4. 5）認定者		
辞退年月日	年 月 日		
辞退理由	転 出 ・ 死 亡 ・ その他（ ）		
備 考			

様式第6 (第9条関係)

年 月 日

完了届

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町介護住宅改修助成事業に係る改修を完了しました。

氏 名		生年月日	年 月 日
改修部分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他 ()		
改修金額	金		円
改修完了日	年	月	日
改修事業者名		電話	
改修事業者 住 所			
備 考			
口座振込希望金融機関	種別	口 座 番 号	口座名義人
銀行 信用金庫 店 農業協同組合	普通 当座		フリガナ -----

※添付書類 1. 改修に係る経費の支払が分かるもの

2. 改修前・改修後の写真 3. 改修前平面図・改修後平面図等

様式第7（第9条関係）

委 任 状

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
電 話

大口町介護住宅改修費助成金の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

記

大口町受領委任払い取扱事業者番号	
所在地	
事業所の名称	
代表者氏名	

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町介護住宅改修費助成取消通知書

年 月 日付で決定しました大口町介護住宅改修費助成を取消しましたので通知します。

記

取消内容

取消理由